

1 計画の基本的な考え方

(1)新しい計画の策定趣旨

平成23年策定(平成25年一部改定)の「三重県茶業振興の指針」について、これまでの成果や課題、茶業を取り巻く情勢の変化などを踏まえ全面的に見直し、伊勢茶振興に向けた新たな計画として策定

(2)計画の期間

令和4年度～13年度の10年間。概ね5年毎、また情勢の変化等を踏まえ、見直す。

2 本県の茶産地の現状(指針に基づき、これまでの成果と課題)

(1)伊勢茶生産の競争力強化と担い手の確保・育成

<成果>

- 生産規模の拡大及び茶園の集積
- 茶の高付加価値化を図るための、6次産業化認定事業者の出現
- 需要に対応し、「おおい茶」(かぶせ茶、碾茶、玉露)の生産を拡大

<課題>

- ◆経営環境の悪化により担い手数が大きく減少していることから、**低コスト化や高付加価値化、複合化などにより、既存担い手農家の収益向上を図ることが必要**
- ◆円滑な担い手確保に向けて、個々の経営の安定を図るとともに、**共同化や法人化など、経営体の組織化に取り組むことが必要**



かぶせ茶生産の拡大



法人経営体の設立

(2)伊勢茶の消費拡大と流通販売戦略の強化

<成果>

- 伊勢茶認証店を通じ伊勢茶をPR、伊勢神宮など観光地で呈茶サービスを実施
- 産地からの直接輸出に関して、(株)エイチ・アイ・エスとの連携により海外食品加工業者に原料として輸出を促進
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した栽培暦を策定

<課題>

- ◆依然として、全国的に茶の消費が低迷。しかしながら、**本県の1世帯当たりの茶の購入量は静岡県などに比べて少なく、県内消費には拡大の余地がある**
このため、**県内を中心に日本茶の消費拡大、伊勢茶の需要開拓などに取り組む必要**
- ◆さらなる販路の開拓として、**海外への輸出にも取り組む必要**



海外加工の伊勢茶商品

| R2 | 三重県 | 静岡県 |
|-------------|--------|--------|
| 直近3か年茶平均購入量 | 1,137g | 2,198g |

(3)安全安心な伊勢茶の確保

<成果>

- 国際水準GAPの認証取得を促進(R2年度末51経営体186農場)
- 有機JAS認証(15件)、みえの安心食材表示制度の登録(26件)を促進

<課題>

- ◆国際水準**GAP団体認証**や**有機JAS認証**の取得拡大、それらを生かした**取引拡大が必要**
- ◆安全・安心や歴史・文化を合わせた**食育や地産地消の推進が必要**



大手飲料メーカーとの取引には、国際水準GAPの認証取得が必要

3 茶業を取り巻く情勢の変化

- 社会のDXの進展
- SDGsの実現に向けた取組の加速化、脱プラスチック、脱炭素化の取組の進展
- テレワークなど、新しい生活様式の定着加速
- 茶における消費者ニーズの多様化
- 消費者の購入先の変化(茶専門店→スーパー)
- 世界的な緑茶消費の増加や有機栽培茶等の輸出拡大
- 遅霜や干ばつの発生など気候変動への懸念

4 本県茶業のめざすべき姿と基本的な取組方向

(1)めざすべき姿の考え方

持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の状況になることをめざす。
◇意欲ある茶業経営体がそれぞれの実情に応じた経営戦略に基づき、**安定した収益を確保するとともに、実需者ニーズに的確に対応できる流通体制が整備され、海外も含めて販路が拡大している姿。**
◇県内において、飲用のための伊勢茶の商品が拡大するとともに、伊勢茶を活用した加工品や料理、サービスなどの提供を通じて、**県民の伊勢茶への愛が深まり、伊勢茶の消費が拡大している姿。**

(2)基本的な取組方向

めざすべき姿の実現に向けた基本的な取組方向として、
取組方向Ⅰ-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大
取組方向Ⅰ-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化
取組方向Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進
を設定し、「所得向上」と「消費拡大」の両輪で取組を進めます。

5 目標指標及び具体的な取組内容

(1)目標指標の設定

| 指標 | 現状(R2) | 目標(R13) |
|--------------------------------------|--------|---------|
| ◎茶の認定農業者のうち、他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合 | % | % |
| ○茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数 | 集落 | 集落 |
| ◎直近3か年の1世帯当たりの茶の平均購入量 | g | g |
| ○伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数 | 箇所 | 箇所 |

(2)具体的な取組内容

| 基本的な取組方向 | 主な取組 |
|-----------------------------|--|
| Ⅰ-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大 | ①持続可能な経営体の育成 ・大規模経営や多角経営、複合経営など様々なタイプの経営体の育成 ②新規就農者や多様な担い手の確保・育成 ・新規就農者の確保に向けた労働環境や人材育成体制の構築 ③生産効率の高い生産基盤づくり ・茶園の集約・集積、品種分散等を図るとともに、スマート茶業技術の実証普及、耕作放棄茶園の発生を防ぐための他作物の導入推進 ④多様なニーズに対応できる生産体制の整備 ・国内外の実需者ニーズに対応したお茶の生産体制整備及びGAP団体認証取得推進 |
| Ⅰ-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化 | ①市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大 ・茶市場における機能強化及び国際認証の取得促進 ②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備 ・輸出に対応できる流通販売体制の整備及び伊勢茶産地からの直接輸出体制の構築 |
| Ⅱ 県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進 | ①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大 ・県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の伊勢茶営業マンによる消費拡大運動の展開 ②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案 ・消費者や事業所等におけるティーバッグとマイボトル等の活用促進 ・県外の様々なチャンネルを活用した消費者の認知度向上 ・茶の機能性を生かした需要の開発 ③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進 ・伊勢茶認証店や地物一番協力店舗、飲食店等との連携促進による地産地消の促進 ④食育活動の推進 ・食育の推進による伊勢茶を誇りに感じる県民の拡大 ⑤伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信 ・博物館など文化施設を活用した伊勢茶の歴史・文化の発信 |

6 計画の推進体制

計画に基づく取組については、県を始め、三重県茶業会議所、三重茶農協、JA全農三重県本部、JA、市町などが連携し、オール三重で推進する。
特に、短期集中的に取り組む必要のある重点課題については、プロジェクトを設置して取り組む。

伊勢茶振興計画の取組内容(中間案)

取組方向 I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

①持続可能な経営体の育成

○製茶工場の有無や経営面積、販売体制に応じたさまざまなタイプの経営体の育成

<大規模経営>茶園の集約化等による低コスト化

☆「人・農地プラン」、農地中間管理事業を活用した茶園の集積・集約化

・芽売り農家との連携強化による計画的な栽培管理

<自販等多角化経営>高付加価値化による収益向上

・特徴のある品種の導入による、リーフやティーバッグ商品、加工品の開発、直接販売の促進

<他品目との複合経営>他の品目の生産とあわせた経営の継続

☆JA等と連携し、野菜などの新品目における共同出荷体制の構築

茶経営発展の方向

さまざまなタイプの経営体の発展を進める必要



②新規就農者や多様な担い手の確保・育成

・法人等の経営者への労働環境や人材育成体制の整備に向けた意識啓発

・就業フェア、インターンシップ等を活用した新たな担い手確保及び研修技術支援等による就農者の定着化支援

・次代を担う経営者を育成する人材育成

・農繁期における労働力不足に対応する多様な働き手(若者や女性、障がい者、兼業・副業者など)を活用する仕組みの構築

③生産効率の高い生産基盤づくり

☆茶園の集約化に合わせた改植、新品種の導入推進

・契約栽培を活用した生産者に対する栽培技術支援

・国事業活用による、老朽化した茶園管理機や工場機械の計画的な整備支援

・研究開発、実証普及を通じたスマート技術による茶園のリモート把握、生育・摘採・防除適期予測の取組推進

☆茶業経営の継続に向けた、他作物の導入促進

④多様なニーズに対応できる生産体制の整備

☆実需者ニーズに対応した、簡便な形で飲めるティーバッグ、粉末茶等の商品開発の推進

☆海外向け防除の確実な実施にむけたゾーニングやローテーション防除の実証推進

・有機栽培茶生産の拡大に向けた、省力的な栽培技術の実証推進

・国際水準GAP認証における、内部統制機能の向上を図る団体認証の取得及び、栽培履歴等情報整理のRPA化の推進

取組方向 I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

①茶市場の活性化や国際認証を生かした伊勢茶の取引拡大

・市場価格の維持・向上を図るための市場の活性化に向け、取引方法や市場の集約化も含めた運営方法の合理化について検討

・既存取引先への販売拡大や販路拡大等市場の斡旋強化の推進

・国際水準GAPや有機JAS認証の取得推進

②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備

☆輸出向け防除により生産された茶の情報を包括的に把握する仕組みなど、輸出に即応できる体制づくりを推進

☆旅行事業者と連携した伊勢茶輸出プロジェクトによる新たな海外販路開拓を通じた、産地からの直接輸出体制の構築

取組方向 II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の促進

①茶業関係者が総力をあげた県内での消費拡大

☆県職員やJA職員、三重県茶業会議所等の伊勢茶営業マンによる消費拡大運動の展開

☆様々な機会をとらえた県民への情報発信による、伊勢茶の露出拡大

②消費者のライフスタイルの変化に合わせた茶の楽しみ方提案

☆ティーバッグ等マイボトルの活用につながる商品や、伊勢茶を活用した新たなサービスの開発を推進

☆伊勢茶の楽しみ方等を積極的に発信する「伊勢茶アンバサダー」の活動促進による県民の伊勢茶への愛着度の向上

・産地と消費者との交流を図るお茶ツーリズムの推進

・県外のホテル、レストラン、交通関連企業など様々なチャンネルを活用した消費者の認知度向上

・カテキンなどお茶に含まれる機能性に注目した商品開発の推進



伊勢茶マイボトルキャンペーン

③小売店、飲食店等と連携した地産地消の推進

☆県内量販店や伊勢茶認証店等と連携し、継続的な伊勢茶PRの実施



飲食店での活用(伊勢茶ハイ)

・飲食店や観光事業者等と連携による、飲用としての伊勢茶の提供や、伊勢茶を活用した料理、サービスの提供の推進

④食育活動の推進

☆茶文化継承と家庭でお茶に親しむ習慣づけに向けた子どもを対象にしたお茶の淹れ方教室実施

・小学校の児童等に対し、品質の高いお茶産地としての誇りを醸成する地域産業としての伊勢茶を学習する機会の拡大



お茶の淹れ方教室

⑤伊勢茶の歴史・文化を通じた茶の魅力発信

・歴史や食文化を生かした商品やサービスを創出する取組支援

・博物館など文化施設を活用した伊勢茶の歴史・文化の発信



博物館展示資料

プロジェクトの推進体制と取組

1 産地構造改革プロジェクト(県域・地域)

■構成: 県、市町、JA、JA全農みえ、三重県農林水産支援センター、三重茶農協

■プロジェクトの取組

・プロジェクトの全体計画、地域計画の策定、取組の進捗管理

・「人・農地プラン」を活用した担い手の明確化と茶園の集約

・輸出対応防除に係る茶園のゾーニング

・複合経営に向けた野菜等新規品目の導入

2 伊勢茶輸出促進プロジェクト(県域)

■構成: 県、生産者、茶商、JA全農みえ

■プロジェクトの取組

・プロジェクトの企画・運営

・取組の進捗管理

・既存輸出先での販路拡大及び新規販路開拓

・ゾーニングやローテーション防除、有機栽培など輸出に対応できる茶の生産拡大

■事業者との連携

・(株)エイチ・アイ・エスとの連携・調整

3 消費拡大県民運動プロジェクト(県域)

■構成: 県、伊勢茶推進協議会、茶業会議所

■プロジェクトの取組

・プロジェクトの計画の策定

・取組の進捗管理

・マイボトルキャンペーンの展開

・食育の推進

・地産地消の取組拡大

・博物館等での歴史・文化に係る情報発信

■事業者との連携

・飲食店や観光施設における伊勢茶や伊勢茶を活用した料理、サービスの提供推進

「☆」は短期集中的に取り組む重点課題であり、上記プロジェクトを設置して取り組むこととします

「三重の森林づくり基本計画」に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。
このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

| 指標 | 目標 (R2) | 実績 (R2) | 目標 (R10) |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 公益的機能増進森林整備面積 (累計) | 3,650ha | 3,251ha | 30,300ha |
| 山地災害危険地区整備着手地区数 (累計) | 2,199地区 | 2,208地区 | 2,359地区 |
| 新植地の被害率 (獣害) | — | 4.9% | 0% |
| 森林境界明確化面積 (累計) | 29,000ha | 28,400ha | 60,000ha |

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備を推進し、植栽や下刈、間伐等の森林整備を4,335haの森林で実施しました。

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧整備等に取り組むとともに、機能が低位な保安林の健全な成長を促進させるための調整伐等を実施しました。
令和2年度から新たに、台風等の倒木により電線などのライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採を開始し、6市町において危険木の伐採を進めました。



災害からライフラインを守る事前伐採事業 (大台町)

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

森林経営管理制度の円滑な実施に向けて、みえ森林経営管理支援センター等を通じた市町への支援に取り組んだ結果、令和2年度末までに15市町が森林所有者に対する意向調査を実施し、このうち5市町が経営管理権集積計画を作成しました。

基本方針2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用し、活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

| 指標 | 目標 (R2) | 実績 (R2) | 目標 (R10) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 県産材素材生産量 | 400千m ³ | 399千m ³ | 430千m ³ |
| 林業人材育成人数 (累計) | 125人 | 139人 | 645人 |
| 製材・合板需要の県産材率 | 47.5% | 52.4% | 60.0% |

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

林業経営の集積・集約化の受け皿として、新たに6事業者を意欲と能力のある林業経営者に選定・公表し、県内の27市町において、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権の設定が可能になりました。
林業・木材産業のスマート化に向けて、鈴鹿市、亀山市、度会町で約27,000haの航空レーザ測量を実施したほか、ドローンを活用した苗木運搬や高速・高精度の加工が可能な無人製材用機械の導入等に対して支援しました。

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

みえ森林・林業アカデミーの基本3コースに、県内外から新たに25名の受講生が参加したほか、さまざまなニーズに応じたより専門性の高い技術を習得する特殊伐採講座等の選択講座に延べ152名が参加するなど、次代を担う林業の人材育成に取り組まれました。



みえ森林・林業アカデミーにおける講座の様子

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士の充実を図るため、過年度セミナーの修了者を対象に、「三重県中大規模木造建築設計セミナー修了者スキルアップ講座」を開催し、17名が参加しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

| 指標 | 目標 (R2) | 実績 (R2) | 目標 (R10) |
|----------------------|---------|---------|----------|
| 森林文化・自然体験施設等の利用者数 | 1,507千人 | 1,517千人 | 1,613千人 |
| 森林環境教育支援市町数 | 14市町 | 13市町 | 29市町 |
| 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数 | 140人・団体 | 147人・団体 | 300人・団体 |

基本施策3-(1)森林文化の振興

森林や木に親しみ、その大切さを知っていただくため「みえの森フォトコンテスト」を開催し、優秀作品を公共施設やショッピングセンターなどで展示しました。
自然体験等のエコツーリズムの取組の充実に向けて、ツアーガイドを育成するため、伊勢志摩国立公園エコツーリズム協議会と連携してSDGs研修会を開催しました。



自然体験ツアーの様子

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

これまで取り組んできた森林環境教育や木育を次のステージへと発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、令和2年10月に「みえ森林教育ビジョン」を策定しました。
津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育の指導者を育成するための講座を10回開催し、指導者を新たに20名育成するとともに、県内の小学校など16校で出前授業を行いました。
市町においても、みえ森と緑の県民税を活用して14市町が教育施設に木製品を導入するなど、森林教育の振興に向けた取組が実施されました。



木製品の整備 (亀山市)

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

| 指標 | 目標 (R2) | 実績 (R2) | 目標 (R10) |
|---------------------------|---------|---------|----------|
| 森林づくり活動への参加団体数 | 116団体 | 117団体 | 124団体 |
| 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 (累計) | 16者 | 23者 | 80者 |
| 三重の森林づくりへの関心度 | 34.0% | 65.5% | 50.0% |

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

度会町において新たに1件の「企業の森」の協定が締結され、これまでの協定締結数が56箇所となるなど、森林づくりを社会全体で支える取組が進みました。

基本施策4-(2)木づかいの促進

県民の皆さんに木にふれていただく機会を創出するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」と位置づけており、これらを体験できる場として、県内のイベントなどに展示する「ミエトイ・キャラバン」を6回開催しました。
民間事業者による自発的な木づかいの取組を推進するため、県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を登録する「木づかい宣言」事業者登録制度を推進し、新たに13事業者を登録しました (令和2年度末時点登録数: 23事業者)。



「木づかい宣言」登録書授与式

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年どおりの規模で植樹祭等のイベントを行うことはできませんでしたが、紀北町及び紀宝町で規模を縮小して植樹会を開催するなど、もりづくりに関する意識の醸成を図りました。



クマノザクラ植樹祭 (紀宝町)

「三重の木づかい条例」の制定を受け、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく現行の「みえ公共建築物等木材利用方針」に、公共建築物以外の事項等を追記して「みえ木材利用方針」として定めるものです。

【みえ公共建築物等木材利用方針の記載事項】

公共建築物における木材利用の促進のための基本的事項、公共建築物における木材利用の目標等

【追記する事項】

- ▶ 民間の建築物等における木材利用の推進
- ▶ 建築物以外の分野における木材利用の推進
- ▶ 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等
- ▶ 木材利用の数値目標

**日常生活や事業活動など
暮らしの中で木材利用を推進**

方針の概要

1 趣旨

- ・ 木材を使うことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、脱炭素社会の実現に通じ、私たちの生活を豊かにすることに貢献
- ・ 県民一人一人が木材利用の意義を認識し、人生を豊かにするため、公共建築物等における木材利用と共に、日常生活や事業活動において様々な形で木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として「みえ木材利用方針」を策定

2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

- 1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項
 - 積極的に木造化を推進する公共建築物：
 - 建築基準法等に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められていない低層の公共建築物
 - 具体的方向：県が整備する低層の公共建築物は原則すべて木造化を図る
 - 県が整備するすべての公共建築物において、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、目に触れる機会が多い場所について、原則木質化を図る
- 2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項
 - 具体的方向：県は民間の建築物において木材利用の推進が図られるよう必要な措置を講じる

3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

- 1 建築物以外の分野における木材利用の推進
 - ・ 公共土木施設について積極的に木材を利用
 - ・ 備品、消耗品は原材料に木材を使用しているものを利用
 - ・ 県民の日常生活や事業活動に木が使われるよう木材利用の意義や用途について普及啓発
- 2 研究及びその成果、技術等の普及
- 3 人材の育成及び確保
- 4 県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大

4 森林教育・普及啓発

森林教育や木材利用に係る普及啓発を通じて、木材の持つ魅力や木を使うことの意義等の理解を深め、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運醸成

5 木材供給の確保に関する基本的事項

木材の供給に携わる者は連携し供給体制の整備に努める

6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

- 1 県の木材の調達に関する事項
- 2 建築物等を整備する者への要請
- 3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

7 木材利用の推進の目標

- 1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標
 - 低層の木造化施設率：100%
 - 木質化施設率：100%
- 2 民間における木材利用の目標
 - 新たに木づかいに取り組む事業者数：80者（2028年度）

8 取組結果の公表

9 体制の整備

- 1 関係主体との協議の場の整備
- 2 県の部局等を超えた体制の整備



みえ木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項及び三重の木づかい条例（令和 3 年三重県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、木材利用の推進のための施策に関する基本的事項、建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発に関する基本的事項、木材利用の推進に関する目標等を定めるとともに、木材利用の推進に係る体制の整備に関し必要な事項等を定める。

第 1 趣旨

県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）を私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、私たちが住む三重県を豊かにしていくことに貢献するものである。

このような中、県民一人一人が、木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、県民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、この方針を作成するものである。

なお、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資することが期待されることから、当方針に基づく取組は、三重の森林づくり基本計画と一体的に推進するとともに、県産材を最も優先して利用するものとする。

第 2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

(1) 地方公共団体が整備する公共建築物

県内に整備される法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる建築物であり、具体的には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等をいう。

(2) 積極的に木造化を推進する公共建築物

(1) の公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建

建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

(3) 公共建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、その整備する公共建築物のうち、(2)の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

なお、低層以外の公共建築物において、純木造とすることが困難な場合であっても、木造と非木造の混構造とすることにより耐火性能や構造強度が確保される場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するとともに、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化を図るよう努めるものとする。

また、木造・非木造にかかわらず、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図るものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

また、県は、市町が整備する公共建築物における木材利用の推進が図られるよう、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、技術的な助言、その他必要な措置を講じるものとする。

2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

(1) 民間が整備する建築物

① 民間が整備する公共建築物

法第2条第2項第2号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)等の建築物をいう。

② ①以外の建築物

事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

(2) 積極的に木造化を推進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、(1)①の公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物において、積極的に木造化に努めるものとする。

(3) 民間の建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、民間の建築物における木材利用の推進が図られるよう、木造建築物等の設計及び施工、木材調達に関する知識を有する人材の育成を進めるとともに、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、展示効果の高い県施設の木質化、その他必要な措置を講じるものとする。

第3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 建築物以外の分野における木材利用の推進に関する事項

県は、木材を利用することが可能な防護柵及び工事用仮設物等の公共土木施設等について、木材を積極的に利用するとともに、公務等において使用される机、椅子、書棚等の備品及び文具類等の消耗品については、原材料に木材を使用しているものの利用を図るものとする。

また、木質バイオマスのエネルギー利用を図るとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進を図るものとする。

さらに、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することから、県民の日常生活及び事業活動等において、家具や日用品、玩具等、幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用の意義や用途等について、普及啓発に取り組むものとする。

2 研究及びその成果、技術等の普及に関する事項

県は、県内の林業事業者や木材産業事業者、建築関係事業者等からの要請に応じ、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための研究に取り組むとともに、その成果及び技術の普及に努めるものとする。また、木材産業事業者その他の木材の生産に携わる者が行う技術開発等を支援するものとする。

3 人材の育成及び確保に関する事項

県民の日常生活及び事業活動等において木材利用が推進されるよう、県は、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等の人材の育成及び確保に努めるものとする。

4 県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路拡大に関する事項

県は、県産材の魅力の向上を図るため、ブランド化の促進や生活の場での木材の優れた特性を生かした利用方法等の普及、新たな商品開発等を促進するとともに、新たな木材需要が見込まれる首都圏等県外の木材消費地や海外に向けて、木材産業事業者等と連携し、県産材のPR及び販路拡大に努めるものとする。

第4 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項

県は、森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等の積極的な実施を通じて、木材の持つ魅力や、「木を使う」ことの意義など木材利用の推進に関する県民及び事業者の

理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めるものとする。

1 森林教育に関する事項

県は、木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向け、森林教育を受ける機会の増大や場の整備、保育や教育の場での森林教育活動の一層の展開、森林教育対象を大人や企業に拡充するとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や森林教育を実践できる指導者の養成等に努めるものとする。

2 普及啓発等に関する事項

県は、多くの県民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができ、県内全域で自発的な取組が広がるよう、各種イベントでの普及、模範的な木材利用事業者の顕彰等の活動を通じて、県民の日常生活及び事業活動等における木材利用の普及啓発に取り組むものとする。

第5 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や林業事業者、木材産業事業者その他の木材の供給に携わる者は連携して、森林の適切な整備及び保全、木材製品の品質確保の推進並びに新用途の開発、技術の継承及び一層の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、県産材の利用の動向やニーズに応じた流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に努めるものとする。

第6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

1 県の木材の調達に関する事項

県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものとし、県産材のJAS製材品及び「三重の木」認証材を優先して使用する。併せて、その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、みえ・グリーン購入基本方針に規定する基本調達品目に該当するものについては、原則としてみえ・グリーン購入基本方針に基づく判断基準を満たすものとする。

なお、公共建築物の発注に当たっては、木材調達に配慮した工程計画を立てるとともに、材工分離発注の採用等、発注方式についても検討を行うものとする。

また、民間の建築物等における木材利用に関し、近接した地域にある森林から生産され、製材・加工された木材を利用することは、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制し、環境負荷の低減に寄与するとともに、地域経済の活性化に資することが期待されることから、県産材が優先的に使用されるよう情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

2 建築物等を整備する者への要請

県は、市町及びその他建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する公共工事等において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材利用のコスト

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築物以外の木材利用のコスト

公共土木施設及びその他の工作物を整備する者及び備品や消耗品を購入する者は、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

また、建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮するものとする。

第7 木材利用の推進に関する目標

1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

県が整備する公共建築物における目標については、別記1に定める。

2 民間における木材利用の目標

県は、民間の事業活動等において幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用に係る情報発信や普及啓発等に取り組むものとする。

なお、民間における木材利用の目標については、別記2に定める。

第8 取組結果の公表

県は、第7の1の県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他のこの方針に基づく建築物等における木材利用の推進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめ、三重の森林づくり基本計画に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表するものとする。

第9 体制の整備

1 関係主体との協議の場の整備に関すること

県は、条例第17条第1項に規定する木材利用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、県及び市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事

業者、教育関係者等の関係主体が相互に連携・協力することができるよう、別記3に示す協議の場の整備に努めるものとする。

2 県の部局等を超えた体制の整備に関すること

条例第17条第2項に規定する県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制については、別記3のとおりとする。

(注) この方針において、

- ・「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ・「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠、作り付けの設備等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- ・「低層の建築物」とは、3階建て以下の建築物をいう。
- ・「県産材」とは、三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。
- ・「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

附則

この方針は、平成22年12月13日から運用する。

この方針は、平成29年10月2日から運用する。

この方針は、令和3年10月1日から運用する。

別記1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

| 項目 | 目標 | 定義 |
|-----------|------|--|
| 低層の木造化施設率 | 100% | <p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という）に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は体積の5割以上に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造化施設率」という。</p> <p>また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p> <p>なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（3階建て以下）の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難な施設（※注1）については、対象外とする。</p> |
| 木質化施設率 | 100% | <p>建築物の新築等又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠、作り付けの設備等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める木質化された施設の割合を「木質化施設率」という。</p> <p>新築等における木質化された施設とは、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、県民の目に触れる機会が多い場所（火気や水、薬品等を使用するなど木質化がなじまない箇所は除く）等において木質化が行われた施設をいう。また、模様替えにおける木質化された施設とは、その内容に応じて可能な限り木材を利用した施設をいう。</p> <p>なお、木質化が困難な施設（※注2）については、木質化施設率算定の対象外とする。</p> |

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設
- ・その他、木造化がなじまない施設（水や薬品等に対する耐久性や重荷重に対する性能等が必要とされる施設等）

※注2 木質化が困難な施設とは、施工内容等（防水改修工事や修繕工事等）により木質化が可能な工事箇所がない施設をいう。

別記2 民間における木材利用の目標

| 項目 | 目標 | 定義 |
|----------------------|-------------------|---|
| 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 | 80者 (2028年度目標) | 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者の数をいう。 |

別記3 体制の整備

みえ木材利用方針第9に規定する体制の整備は次のとおりとする。

| 項目 | 関係主体 | 推進体制・組織等 |
|----------------------|---|--------------|
| 関係主体との協議の場の整備に関すること | 市町 県 | 三重県営繕主管課長会議 |
| | 森林・林業関係団体 木材産業関係団体 建築設計関係団体 建設関係団体 森林教育関係団体 消費者関係団体 学識経験者 県（県土整備部） 県（農林水産部） | 三重県木材利用推進連絡会 |
| 県の部局等を超えた体制の整備に関すること | 県庁内各部局 | 三重県県産材利用推進本部 |